



700 生活編



新しくなった農業者年金制度の概要

— その利用と意義 —

山本 文裕

年金制度の改革

農業を取り巻く諸情勢の変化により、農業者年金制度が改革され、平成14年1月1日から新制度が発足した。しかし、全国的にこの制度を利用する農業者は今だ少ないのが実状である。

その理由としてはつぎの2つが考えられる。①新制度の内容が十分に理解されていない、②不況による収入減により、現在の生計を成り立たせるための支出が増え、それ以外の保険的支出にまで手を出せない状況となっている。

しかし、新制度は旧制度に対し、抜本的な改革がなされている。各自がそのポイントを把握し、自己責任において家計の負担にならないよう利用する方法を考案してみてもよいのではないだろうか。以下、新制度の概要について述べてみたい。

新制度の特徴

1. 財政方式

旧制度の賦課方式に代わり**積立方式**が導入された。旧制度では、担い手不足や高齢化により、相対的に加入者数が減り受給者数が増えたため、年金財政の悪化を招いた。積立方式は現役の加入者の保険料に依存せず、これらの問題を是正することをねらいとしている。

2. 加入要件

任意加入であり、次の要件を満たす者が加入できる。

- ①60歳未満で年間60日以上農業に従事する者
- ②国民年金の第1号被保険者であり、かつ国民年金の保険料納付を免除されていない者

3. 政策支援

これは国からの助成により保険料の負担が軽減される支援制度である。つぎの条件を満たす者が受けられる。

- ①60歳に達するまでに20年以上農業者年金に加入することが見込まれる者
- ②「認定農業者」かつ「青色申告者」である者
- ③必要経費等控除後の農業所得が900万円以下である者

ただし、「青色申告」を行う「認定農業者」とともに農業経営に参画している家族や、将来「青色申告」を行う「認定農業者」になる予定で農業に従事している者も一定の条件を満たせば政策支援を受けれる。

4. 保険料

保険料は全額社会保険料控除となる。

- ①**通常保険料**：政策支援を受けない者が払う保険料。月額20,000円以上67,000円以下。1,000円単位で決定し、変更も可能。
- ②**特例保険料**：政策支援を受ける者が払う保険料。支援期間中は基本となる保険料の変更はできない。本人が支払う保険料は該当する要件により、10,000円、14,000円、16,000円のいずれかとなる。

5. 年金の受給

- ①**農業者老齢年金**（保険料とその運用収入を基礎とする終身年金）
65歳に達した時から受給できる。希望すれば、60歳～64歳のあいだで繰り上げ受給できる。
- ②**特例付加年金**（保険料の国庫助成額とその運用収入を基礎とする終身年金。旧制度の経営移譲年金。両方を受給するときは、各要件を満たす必要がある。）

つぎの3つの要件を満たした者が受給できる。

- i. 60歳までに20年以上保険料を納付した者
 - ii. 農業を営むことをやめた者
 - iii. 65歳に達した者
- iとiiの両方を満たす者は60歳まで繰り上げ受給できる。

③死亡一時金

80歳に達する前に本人が死亡した場合、本人と生計をともにしていた遺族が受給する。

新制度と旧制度の比較

項目	新制度	旧制度
加入	任意	強制(十任意)
加入年齢	60歳到達まで	原則60歳到達まで (60歳までに20年の加入期間を満たし得ること) 65歳到達まで加入可 (65歳到達までに20年の加入期間を満たし得ること)
国民年金の資格	国民年金の第1号被保険者であり、国民年金の保険料の全額又は半額免除を受けていない者	国民年金の第1号被保険者
農業上の条件	年間60日以上農業に従事している者	① 50a以上の農地などの権利名義を持つ者(強制加入対象者) ② 30a以上50a未満の農地などの権利名義を持つ者 ③ 農業生産法人の構成員 ④ ①②③の者から後継者指定を受けている直系卑属の1人 ⑤ 加入者などと家族経営協定を締結している配偶者
脱退	任意脱退可	上記①に該当する者で60歳までに20年以上の期間を有する者は任意脱退不可。その他は任意脱退。
財政方式	積立方式十確定拠出型	賦課方式十確定給付型
保険料	通常保険料 月額20,000円以上67,000円以下で千円単位。	法定額(月額20,440円)
給付の種類	① 農業者老齢年金(自己拠出分) ② 特例付加年金(国庫助成分) ③ 死亡一時金	① 農業者老齢年金 ② 経営移譲年金 ③ 脱退一時金 ④ 死亡一時金

積立金の運用

旧制度の確定給付型に対して新制度は、**確定拠出型年金**であり、加入者の保険料等とその運用収入を積み上げ、その合計額により年金受給額が決まる。しかし、加入者の積立金の運用は基金に一任され、加入者個人が運用方法を選択することはできない。一方、同じ確定拠出型年金でも企業型と個人型の場合は、運営管理機関が提示した金融商品のなかから加入者が自己の判断と責任において選択することになっている。

新制度の場合、すでに述べたように基金が一括して資金運用を行うことになっている。このため、基金の責務は大きく、運用にあたっては国の監督の下、安全かつ効率的な基金運用を行うための基本方針に沿い、また、体制面においても積立金運用のための担当部を新たに設置し、組織体制の強化をはかっている。また、運用状況については十分な情報提供を行って説明し、加入者代表も参加している評議員会にて、意見を聞くことにしている。

安全かつ効率的な運用を行うための工夫としては、外部の専門家(コンサルタント)の助言を得て積立金運用の基本方針を策定し、この方針に基づいた運用を行う。具体的な運用としては、資産毎に次のような方法を採用している。

- ①年金額の支給を安定させるため、国内債権による運用を行う。
- ②被保険者への付利や受給権者への年金給付を安定的に行うため、運用益の一部を付利準備金、調整準備金として積み立てる。

このように新制度では、積立方式が採用され、基金が資産を運用することになったが、最終的に加入するか否かは個人の責任と判断にかかっている。加入の条件の1つに20年要件があるが、この間には所得も変動し、また、子女教育や住宅取得などによる諸費用が家計を大きく圧迫することもある。しかし、この基金は保険料の変更も可能であり、脱退も自由である。脱退した場合、納付済の保険料は将来支給要件を満たした時に年金として支給される。

要約して言えば、新制度では企業型と個人型の確定拠出型年金と同様、将来設計における個人の判断と責任の幅が広がったことが大きな特徴と言える。

さらなる詳細は全国農業会議所などからの出版書をご覧ください。